

第1 家計調査のしくみ

1) 家計調査の目的とその対象

家計調査は全国の世帯の収入や支出、貯蓄・負債を調査し、社会・経済政策のための基礎資料を提供します

家計調査は世帯の収入や支出、貯蓄・負債を調査するものです。この調査結果によって、世帯がどのようなものにくら支出し、収入、貯蓄・負債、世帯人員、職業などの違いによってその支出

の仕方がどう異なっているかなどが毎月明らかにされます。このように家計調査は、国民の生活の実態とその変化を家計の面から明らかにし、いろいろな社会・経済政策の立案や評価の基礎資料として役立っています。

なお、貯蓄・負債については、平成12年までは、貯蓄動向調査によって、毎年12月末現在の貯蓄や負債を家計調査の調査世帯の一部などを対象として調査していましたが、平成14年からは家計調査として調査しています。

家計調査の調査対象は全国の消費者世帯です

家計調査の調査対象は全国の消費者世帯(単身の学生などの世帯を除く。)で、平成12年国勢調査によると、調

査対象世帯は約4,557万世帯で世帯総数の約96.8%を占めています。

なお、料理飲食店、旅館又は下宿屋を営む併用住宅の世帯、賄い付の同居人のいる世帯、住込みの営業使用人が4人以上いる世帯、世帯主が長期間不在の世帯、外国人世帯は、世帯としての収入と支出を正確に調べることが難しいことなどの理由により調査から除外しています。

家計調査の調査対象については、農林漁業を営む世帯が平成11年7月から、単身世帯が14年1月から(13年以前は単身世帯収支調査で把握)調査対象となっています。

平成14年1月の家計調査の見直し

平成14年1月から、次の2点を主な改正点として家計調査の見直しを行いました。

単身世帯が調査対象に含まれました

平成13年までは、家計調査は二人以上の世帯を調査対象とし、単身世帯の家計収支は平成7年から開始した「単身世帯収支調査」によって把握されてきました。しかし、個人消費動向をよりの確に把握する上で、単身世帯の収支動向の把握がますます重要となってきたことから単身世帯収支調査を家計調査に統合しました。公表される結果の内容はそれまでと変わりませんが、単身世帯と総世帯(単身世帯と二人以上の世帯を合わせたもの)の結果も家計調査の結果として公表されることになりました。

貯蓄・負債に関する調査を開始しました

世帯の貯蓄・負債の現在高などは昭和33年から「貯蓄動向調査」によって調査されてきました。しかし、消費動向を把握する上で世帯の貯蓄・負債の状況を家計収支と一体的に把握することがより重要になってきていることから、貯蓄動向調査を廃止し、家計調査の中で世帯の貯蓄・負債の保有状況などを調査することとしました。これにより、貯蓄・負債の状況と家計収支を関連付けた結果が利用できます。なお、貯蓄・負債に関する調査結果は四半期ごとに公表されています。

最近の家計調査の変遷

集計区分	家計収支		貯蓄・負債	備考
	単身世帯	二人以上の世帯		
平成7年	単身世帯収支調査の開始		貯蓄動向調査 (12月31日現在) ↓ 家計調査に統合される	増加している単身世帯の家計収支の実態把握のため調査対象を拡大した
平成11年 (7月)	農林漁家世帯を調査対象に含める	農林漁家世帯を調査対象に含める		若年単身世帯の家計収支のよりの確な把握のため
平成12年 (1月)	寮・寄宿舎世帯の調査開始			
平成12年				
平成14年 (1月)	家計調査に統合される			家計調査として、国民全体の家計収支や貯蓄・負債の一体的把握のため

2) 調査世帯の選び方

調査世帯の選び方は、まず市町村(168市町村)を選び、次にその中から調査地区を選び、最後に調査地区から調査世帯(約9,000世帯)を選ぶという層化3段抽出法をとっています

家計調査は標本調査ですが、調査世帯の選定は次の三つの段階に分けて行っています。

まず第1の段階では直近の国勢調査の結果を用いて、全国の市町村を、地理的位置、人口の大きさ、農林漁家世帯の割合、人口増加率、人口集中地区人

口比率、産業的特色などを考慮してできるだけ同じ性質のグループになるように分けます(これを層化といいます。)。このとき、各都道府県庁所在市はそれぞれ1市で1グループ(1層)とします。そして、各グループから一つずつ合計168の調査市町村を選びます。

次に第2の段階では、各調査市町村から調査地区(単位区と呼んでいます。)を選びます。各市町村内に設けられている国勢調査の調査区(国勢調査における調査員の担当区域で約50世帯含みます。)のうち原則として隣接する二つの調査区をまとめて1単位区とし、全国で合計約1,400の単位区を無作為に選びます。1単位区には約100世帯が含まれています。

第3の段階は、選ばれた単位区の中から調査世帯を選びます。そのため単位区ごとにそこに住むすべての世帯の名簿を作り、調査対象外の世帯を除外した世帯の中から、二人以上の世帯を1単位区から6世帯、単身世帯を2単位区から1世帯、乱数表を使って無作為に選び出します。このような層化を伴う3段階の選定方法を層化3段抽出法といっています。

また、单身専用の大きな寮・寄宿舎に居住する単身世帯については別に全国で12の単位区を設定し、1単位区から6世帯を無作為に選び出します。

こうして、全国で合計約9,000世帯を選びます。

調査世帯のうち二人以上の世帯は6か月間、単身世帯は3か月間調査します。また、一般の単位区は1年間、寮・寄宿舎の単位区は6か月間経つと、他の単位区に交替します

こうして選ばれた調査世帯のうち、二人以上の世帯は6か月間、単身世帯は3か月間継続して家計簿を記入してもらい、その後、他の世帯と交替します。この場合、新しく交替する世帯も無作為に選びます。

このように、調査世帯は定期的に交替していきませんが、この交替を全国一斉に行うと、交替前の調査結果と交替後の調査結果との間に断層が生じるおそれがあります。そこで、二人以上の世帯が毎月6分の1ずつ、単身世帯が3分の1ずつ交替し、単位区については一般の単位区が毎月12分の1ずつ、寮・寄宿舎の単位区が6分の1ずつ交替していきます。なお、調査市は継続性を重視しつつ、5年ごとに見直しを行っていますが、規模が小さい調査町村は2～6年ごとに所定の方法で交替します。

3) 調査の流れと法的根拠

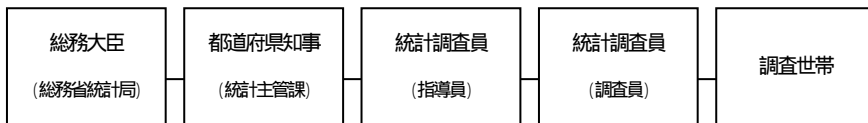
調査は都道府県を通じて行われ、全国で約110人の指導員と約700人の調査員が調査に従事しています

家計調査の調査世帯は全国に及ぶため、実際の調査は都道府県を通じて行われます。総務省統計局では家計調査の企画及び実地調査の方法の説明を行い、また都道府県から送られてきた記

入済み調査票は独立行政法人統計センターで集計されます。都道府県統計主管課には全国で約110名の指導員がおり、調査員の調査事務の指導に当たっています。調査員は全国で約700名いますが、1人の調査員が2単位区を受け持ち、二人以上の世帯を各単位区から6世帯ずつ、単身世帯を両単位区から3か月ごとに交互に1世帯、合計13世帯を担当して実地調査に当たっています。

なお、単身の寮・寄宿舍単位区については、1人の調査員が1単位区を受け持ち、単身世帯6世帯を担当しています。

< 調査の流れ図 >



家計調査は統計法の規定に基づく指定統計(指定統計第56号)を作成するための調査です

家計調査は、国の行う重要な統計調査として、統計法(昭和22年法律第18号)に基づく指定統計第56号を作成するための調査(指定統計調査)になっ

ています。具体的な調査方法等は、家計調査規則(昭和50年総理府令第71号)によって定められています。

4) 調査票と調査事項

調査は家計簿、年間収入調査票、世帯票、貯蓄等調査票の4種類の調査票によって行われます

調査票には、家計簿、年間収入調査票、世帯票、貯蓄等調査票の4種類があります。このうち、家計簿は毎月前半と後半の2期に分けて記入するようになっており、各調査世帯は二人以上の世帯

は6か月間、単身世帯は3か月間継続して記入します。記入の済んだ家計簿は半月ごとに調査員が集めます。

年間収入調査票は、家計簿記入開始月の後半に、調査世帯が記入開始月を含めた過去1年間の収入をまとめて記入し、封筒に入れ密封して調査員に

提出します。

世帯票は、家計簿の記入開始前に調査員が各世帯に質問し、それに基づいて調査員が記入します。

貯蓄等調査票は、二人以上の世帯のみ記入します。調査は、家計簿記入開始後3か月目の前半に、調査世帯がその月1日現在の貯蓄・負債の現在高を記入し、封筒に入れ密封して調査員に提出します。

密封されて提出された年間収入調査票と貯蓄等調査票は、そのまま都道府県に届けられます。

家計簿には調査世帯が収入と支出を毎日記入します

家計簿には毎日の収入と支出を記入しますが、個人営業世帯などでは支出のみを記入します。収入は、世帯主の

収入ばかりでなく、その世帯の収入すべてについて、その種類と金額を記入します。また、支出は毎日の買物や料金支払いなど一つ一つについて、品名と用途、金額、数量(二人以上の世帯のみ)を記入します。なお、食料品の購入数量については、家計簿記入開始の1か月目のみ記入します(平成13年以前は全記入期間(6か月間)としていました。)(付録7参照)。

家計調査に使われる家計簿は、一般に家庭で使われているものとは異なります。第1の違いは、一般の家計簿の多くは支出欄に主食、副食、嗜好品、住居費、被服費などの区分があらかじめ設けられていますが、家計調査の家計簿にはこのような区分がなく、購入した品物や支払った料金など一つ一つを具体的に記入するようになっていることです。このような家計簿を用いているのは、区分ごとに合計金額を計算する手間がかからないことや、品目を細かく分類した調査結果が必要なためです。

第2の違いは、二人以上の世帯は一部の品目について、支出金額だけでなく、購入した数量も記入することです。これは、食料品の購入動向については

数量面からもとらえる必要があるとともに、他の品目についても、平均的な購入単価の変化が高級志向や低価格志向といった消費者の嗜好の変化をみる重要な指標となるためです。

調査世帯が勤労者世帯(世帯主が会社、官公庁、学校、工場、商店などに勤めている世帯)及び無職世帯(世帯主が無職である世帯)の場合は、収入と支出の両方を記入しますが、それ以外の世帯(個人営業の世帯や自由業者の世帯など)では支出面だけを調査し、収入は調査していません。これは商店などの場合、月々の収入を営業上の収入と家計収入に切り離してとらえることが難しいためです。ただし、年間収入の調査は行っています。

年間収入調査票で過去1年間の収入を調査します。年間収入はすべての世帯について調べます

家計簿から得られる収入については、次の二つの問題があります。個人営業の世帯などについては毎月の収入の調査が困難なこと、夏、冬の賞与などがあり、所得水準をみるには調査期日に家計簿に記入された収入だけでは十分でないことです。これらを補うために昭和37年7月以降、年間収入調査票によって世帯全体の過去1年間の収入を調査しています。その結果は、家計調査の分類で最も基本的な所得階層別の結果を作成するために用いています。世帯は年間収入額を念頭において月々の家計費の支出を行っている面もあるため、月々の家計費の動きを年間収入額と関連づけてみることは、家計分析上重要です。

世帯票では、世帯員の年齢、職業や住宅の状況などを調べます

世帯票では家計の消費行動に関連する世帯及び世帯員の属性を調べます。すなわち、各世帯員の年齢、性別、勤め先の事業内容とその企業規模、仕事の内容(職業)などのほか、住居の面積や

所有関係などの調査を行います。この世帯票と家計簿や貯蓄等調査票とを組み合わせて、例えば世帯主の年齢、世帯人員によって家計費や貯蓄や負債の保有状況がどのように異なっているかを分析することができます。

二人以上の世帯については、貯蓄等調査票で調査開始後3か月目の1日現在の貯蓄及び負債を調査します

貯蓄や負債の保有状況は家計の消費行動に大きな関連があると考えられることから、平成14年からは家計調査の二人以上の世帯すべてに貯蓄等調査票を用いて調査することとなりました。

貯蓄等調査票によって、調査開始(家計簿の記入開始)後3か月目に、貯蓄・負債の現在高及び住宅・土地などの購入計画に関する調査を行います。これにより、貯蓄や負債の保有状況と消費との関連性も明らかになることから、家計の実態をより多角的に把握することが可能となります。

家計簿による調査ができなかった世帯については、準調査世帯票によって、その理由などを調査します

調査世帯として選定された世帯のうち、やむを得ない事情から家計簿による調査ができなかった世帯については、上に述べた世帯票の調査事項の一部のほかに、調査ができなかった理由と、二人

以上の世帯については1か月の家計費総額を調査員が準調査世帯票により質問調査します。この準調査世帯票による調査の目的は、家計調査の結果全体が受ける影響、偏りの大きさを測ることにあります。なお、家計簿による調査ができなかった場合は、これに代わる世帯を再度、無作為に選び出します。

5) 秘密の保護

調査事項の内容については統計法によって秘密が保護されています

以上述べたように家計調査では、家計上の細かいことを調べるため、その内容が他人に漏れるようなことがないよう、統計法によって、調査員をはじめとする

調査従事者が、調査世帯について知り得たことを他人に漏らすことを固く禁じており、記入内容が他人に知られるという心配はありません。総務省統計局に送られてきた調査票は、倉庫に厳重に保管され、集計が終了した後は溶解しています。

さらに、調査票は、統計上の目的以外に使用してはならないということも統計法に定められています。

6) 集計の仕方

調査の終わった調査票は総務省統計局に送られて集計されます

各世帯が記入し終えた調査票は、調査員が収集し、都道府県で審査した後、総務省統計局へ送られてきます。毎月

約9,000の調査世帯が記入した家計簿は膨大な量になります。そのため毎月前半と後半の2期に分けて収集し、集計しています。集計は独立行政法人統計センターで行われます。

家計簿に記入された収入と支出、1行1行の記入について、金額、数量(二人以上の世帯のみ)及びその品目に対応した「収支項目符号」を入力し、迅速に集計されます。なお、収支項目は付録10に掲げたように約550項目にのぼっています。一方、貯蓄等調査票に記入された貯蓄・負債現在高は光学式文字読み取り装置(OCR)で読み取られ集計されます。

こうしてまとめられた各世帯の収入と支出及び貯蓄・負債現在高を、世帯票から得られた世帯の属性(世帯人員、住居の所有関係、世帯主の年齢、職業

など)や年間収入調査票から得られた年間収入による所得階層区分のデータと組み合わせて、例えば、所得階層別、貯蓄現在高階級別、世帯主の年齢階級別、世帯人員別、世帯主の職業別、世帯主の勤め先企業規模別などの結果を集計しています。

7)調査結果及びその公表

集計結果はさまざまな区分に分けて集計されます

調査結果には、家計収支編と貯蓄・負債編の2つの大きな区分があります(貯蓄現在高階級別の収入と支出の集計は、

貯蓄・負債編に区分されます。)

家計収支編はさらに、二人以上の世帯、単身世帯、総世帯の3つの区分に分かれます。二人以上の世帯の結果については、昭和38年から比較可能な「農林漁家世帯を除く」結果と平成12年からの系列として「農林漁家世帯を含む」結果の2つの系列があります。総世帯の結果は、家計調査のすべての調査対象(二人以上の世帯(農林漁家世帯を含む)と単身世帯)を統合した結果です。貯蓄・負債編は二人以上の世帯のみ調査・集計しています。

なお、二人以上の世帯、単身世帯、総世帯の各区分は、さらにその内訳として、「勤労者世帯」、「勤労者以外の世帯」に区分されています。

二人以上の世帯の結果は調査月の翌月の末に「速報」として公表し、その詳細は「月報」及び「年報」として刊行します

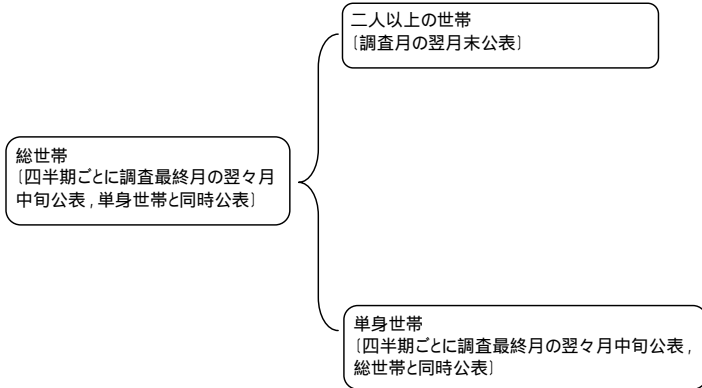
家計調査の家計収支編の結果は、二人以上の世帯の結果については原則として調査月の翌月（例えば1月調査分の結果は2月）の末に「速報」結果を公表し、「確報」は印刷物として公表します。また、単身世帯及び総世帯の結果については原則として四半期ごとの調査最終月の2か月後の中旬に四半期結果を公表します。貯蓄・負債に関する調査の結果は四半期ごとの調査最終月のおおむね4か月後に四半期結果を公表します。

刊行物としては、月別の二人以上の世帯の家計収支の結果を中心に収録する「家計調査報告」（月報）、年平均の結果を収録する「家計調査年報<<家計収支編>>」及び「家計調査年報<<貯蓄・負債編>>」を刊行しています。

なお、公表と同時にインターネットでの結果提供も行っています。

図 家計調査の集計区分と公表体系

家計収支編



貯蓄・負債編

